

善 通 寺 市
パートナーシップ・ファミリーシップ
宣 誓 制 度
ご 利 用 ガ イ ド ブ ッ ク



善通寺市



【目 次】

1. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは P1
2. 宣誓をするには
 - (1) パートナーシップの宣誓について …… P2～3
 - (2) ファミリーシップの宣誓について …… P4
 - (3) 宣誓手続の流れ …… P5～6
 - (4) 宣誓に必要な書類 …… P7～8
3. 宣誓をした後について
 - (1) 証明書等の再交付 …… P9
 - (2) 宣誓内容の変更 …… P9
 - (3) 証明書等の返還 …… P10
 - (4) 宣誓に関する申立て …… P10
4. 自治体間連携について …… P11～12
5. よくある質問(Q&A) …… P13～20

1. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

性別等にかかわらず、
お互いを人生のパートナーとして
日常生活において協力し合うことを約束したお二人が
パートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。
また、お二人にお子さんや親などがいる場合、
あわせてファミリーシップも宣誓できます。

この制度は婚姻制度とは異なり
法律上の効果が生じるものではありませんが、
大切なパートナーやご家族とともに
誰もが安心して自分らしく暮らせるよう
市が応援するものです。

2. 宣誓をするには

(1) パートナーシップの宣誓について

パートナーシップの宣誓をするには、次の要件の①～⑤すべてを満たす必要があります。

① お二人が真にパートナーシップの関係を築いていること。

② お二人ともが成年(18歳以上)に達していること。

③ お二人とも市内に住所を有していること。又は市内への転入を予定していること。

◆転入を予定している場合は必ず転出証明書の写しをお持ちください。

④ お二人ともに配偶者がいないこと。及び他の者とパートナーシップの関係にないこと。

◆戸籍抄本、独身証明書で確認します。外国人の方は大使館等で発行される婚姻要件具備証明書(日本語訳を添付)を提出してください。

◆同様の制度を実施している他の自治体等で宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓を行っている方は宣誓をすることができません。

⑤ 当事者同士の関係が近親者でないこと。

◆民法の規定により婚姻をすることができない関係にある方(三親等内の親族)とは宣誓することができません(次ページ参照)。

ただし、ともに宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている又はしていた場合を除きます。(「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。)

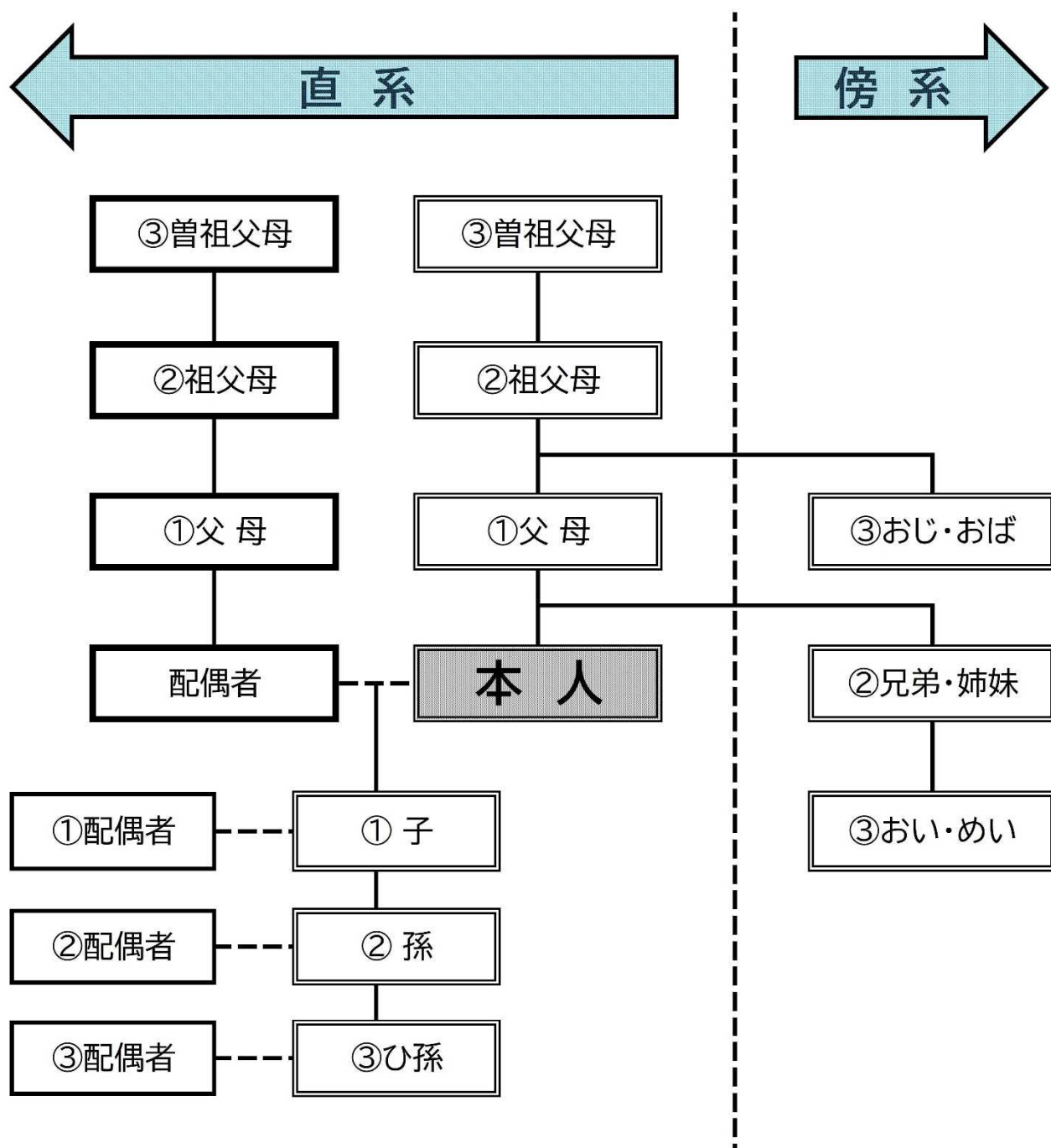
ご不明の点がありましたら、事前にご相談ください。

『パートナーシップの宣誓をすることができない関係の者(近親者)』

○囲み数字…親等

□…姻族

□…血族



(2) ファミリーシップの宣誓について

ファミリーシップの宣誓をするには、パートナーシップの宣誓を同時に行うか、既に宣誓を済ましていることのほか、次の要件の①～③すべてを満たす必要があります。

① パートナーシップ当事者以外の者とのファミリーシップ関係がないこと。

② 宣誓した者とのファミリーシップに同意していること。

◆ファミリーシップ対象者が 15 歳未満の場合は、その親権者の同意を得ることが必要です。

※対象者が 15 歳以上の場合は、『善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(第1号様式)』及び『善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する同意書(第2号様式)』に自署が必要となりますが、宣誓当日に来庁が難しい場合は事前に分でご記入ください。

宣誓書及び同意書は人権課窓口での受取か、市公式ホームページからダウンロードが可能ですのでご利用ください。

◆あらかじめファミリーシップ対象者へ本制度の説明を十分にご説明いただいたうえで、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書氏名欄に自署による署名をお願いします。

③ パートナーシップ当事者の一方若しくは双方の子(養子を含む。)又は父母等の近親者であること。

◆未成年の子はパートナーシップ対象者の一方又は双方と生計同一にする必要があります。生計同一が確認できる書類を提出してください。

(3) 宣誓手続の流れ

① 宣誓日の事前予約

(1) 宣誓希望日の原則 1 週間前(土・日・祝日・年末年始は除く)までに必ず人権課へ電話、メールで予約をしてください。

(2) 予約時に以下のことをお伝えください。

- ◆ 氏名、通称名(希望者のみ)、外国籍の方は国籍
- ◆ 電話番号
- ◆ 住 所
- ◆ 宣誓希望日(第 1 希望～第 3 希望まで)
- ◆ 宣誓時の個室希望の有無

【宣誓予約先】善通寺市役所市民環境部人権課
電 話:0877-63-6311
E-mail:jinken@city.zentsuji.kagawa.jp

② 事前に用意するもの(7、8ページ参照)

【提出書類】

(1) 「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書の写し」
(転入予定の方は、「転出証明書の写し」を持参してください。)

(2) 「戸籍抄本」又は「独身証明書」

※外国籍の方は、在日本大使館や領事館等が発行した
独身証明書や婚姻要件具備証明書等及びその日本語訳

【提示書類】

- ・個人番号カード(マイナンバーカード) ・運転免許証
- ・パスポート ・在留カード 等本人確認ができる書類
- ・生計同一が確認できる書類(ファミリーシップ宣誓の場合)

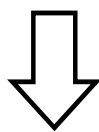
※通称名の使用を希望される方は、日常生活において
当該通称名を使用していることを確認できる書類

③ パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓(宣誓当日)

予約した日時に、必要書類(7、8ページ参照)をお持ちの上、必ずパートナーとお二人で人権課までお越しください。

『善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(第1号様式)』にご記入いただきます。

※ファミリーシップとして宣誓する場合、子どもや親などは必ずしもお越しいただかなくてもかまいません。



ご提出いただいた宣誓書やお持ちいただいた必要書類により、宣誓者の要件や本人確認を行います。

書類に不備や不足がある場合などは、宣誓日を延期させていただくことがあります。

④ パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓証明書等の交付

書類に不備や不足がなければ『宣誓書の写し』、『善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書(第3号様式)』、『善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード(第4号様式)』を交付します。

基本的には即日交付いたしますが、交付まで1時間程度かかります。

(なお、市内に住所を有していない者が宣誓した場合は先に『宣誓書の写し』のみを交付し、後日に本市への転入後の「住民票の写し」、もしくは「住民票記載事項証明書」の提出後に改めて『善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書』、『善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード』を交付します。)

(4) 宣誓に必要な書類

パートナーシップ・ファミリーシップを宣誓するには、『善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書』のほか、要件確認と本人確認のため、以下の書類が必要です。

① 現住所を確認できる書類、又は転入予定を確認できる書類

善通寺市内にお住いの場合	善通寺市に転入予定の場合
◆「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書 _{の写し} 」のいずれかを【提出】 (個人番号の記載があるものは受け取れません)	◆転出証明書の写し【提出】

- 住民票の写し等は、1人1通の提出をお願いします。(お二人が同一世帯の場合はお二人が記載された書類1通のみの提出でかまいません。)
- 住民票の写しの場合は、本籍地、続柄の記載がないもので結構です。
- 住民票記載事項証明書の写しの場合は、住所と氏名の記載があれば結構です。
- 宣誓日以前3か月以内に交付されたものに限りします。

② 独身であることを証明する書類

日本国籍の場合	外国籍の場合
◆「戸籍抄本」又は「独身証明書」	◆「婚姻要件具備証明書」

- 戸籍抄本は最寄りの市区町村役場で発行できます。
- 独身証明書は本籍地の市区町村役場で発行されます。
- 1人1通の提出をお願いします。
- 宣誓日以前3か月以内に交付されたものに限りします。
- 在日大使館や領事館等の公的機関が発行した、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。
- 宣誓日以前3か月以内に交付されたものに限りします。

③ 本人確認ができる書類

1点の提示で足りるもの (顔写真があるもの)	2点の提示が必要なもの (顔写真がないもの)
◆個人番号カード(マイナンバーカード) ◆旅券(パスポート) ◆運転免許証 ◆住民基本台帳カード(顔写真有り) ◆障害者手帳 ◆在留カード又は特別永住者証明書 ◆その他、官公署が発行したものなど ※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。	◆資格確認書 ◆住民基本台帳カード(顔写真なし) ◆介護保険被保険者証 ◆年金手帳、年金証書 ◆その他、官公署が発行したものなど ※「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類に限ります。 ※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

④ 通称名の使用が確認できる書類(通称名を使用する場合のみ)

宣誓の際に戸籍上の氏名ではなく、通称名を使用する場合は、その名前を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的にわかるものの提示が必要です。

【通称名が記載されているものの例】

- ・各種郵便物
- ・社員証
- ・学生証
- ・公共料金の請求書
- ・病院の診察券
- ・各種会員証 など

⑤ 宣誓者との家族関係が確認できる書類(ファミリーシップ宣誓の場合)

- ・『善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップに関する同意書(第2号様式)』 ※対象者の自署が必要です。
- ・パートナーシップ宣誓者との親族関係を証する書類(戸籍抄本等)
- ・ファミリーシップ対象者が未成年の子である場合、パートナーシップ宣誓者の一方又は双方と生計が同一であることを確認できる書類

3. 宣誓をした後について

宣誓後の宣誓証明書等に関する手続は次のとおりです。

人権課で受付いたしますので、手続の希望日を事前にご連絡ください。

また、いずれの手続にも本人確認ができる書類(8ページ参照)が必要です。

(1) 証明書等の再交付

証明書等の紛失や汚損などの事情により再交付を希望される場合には『善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書(第5号様式)』により申請を行ってください。

なお、汚損の場合は、交付している証明書等を添付してください。

(2) 宣誓内容の変更

次の場合には、『善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届(第6号様式)』により届出をしてください。

- ① 宣誓者又はファミリーシップ対象者の氏名又は通称名に変更があったとき。
- ② 宣誓者のいずれかが市内で転居したとき。
- ③ ファミリーシップ対象者の記載の追加・削除を希望するとき。

①・③の場合、改姓・改名、通称名の変更及びファミリーシップ対象者の氏名が確認できる書類の添付が必要になります。

記載事項変更届を受理後、変更後の証明書等を交付します。

②の場合、住所地の変更が確認できる書類が必要になります。

(3) 証明書等の返還

次の場合には『善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届(第7号様式)』により届出をしてください。

- ① 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- ② パートナーシップにある一方が市外に転出をしたとき。
(やむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く。)
- ③ 双方が市外に転出したとき。
- ④ 宣誓が無効となったとき。

【パートナーシップ・ファミリーシップの無効】

- ◇ 証明書等の内容に虚偽があったとき。
- ◇ 証明書等を不正に使用したとき。
- ⑤ その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。
※ただし、パートナーシップにある一方が死亡し、
他の一方が返還を希望しない場合はこの限りではない。

(4) 宣誓に関する申立て

ファミリーシップ証明書に氏名を記載されている者は、『善通寺市ファミリーシップ証明に関する申立書(第9号様式)』の提出により、証明書等から当該氏名を削除するよう申立てをすることができます。

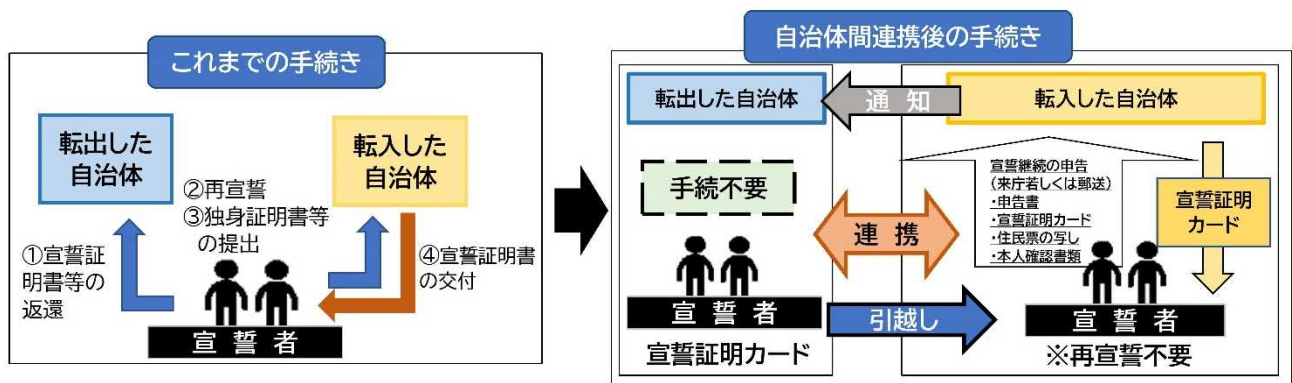
ただし、未成年の子は満 15 歳に達した日以降に申立てをすることができます。

内容確認後、当該ファミリーシップ対象者の氏名を削除した証明書等を交付します。

4. 自治体間連携について

香川県内及び連携自治体のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度により宣誓した方が、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」を構成している連携自治体の間で、転入・転出した場合、以下のとおり、宣誓手続の負担を軽減します。

- ◆ 転出元自治体への証明書等の返還手続が不要となります。
- ◆ 転出元自治体で発行した宣誓証明書を転入先の連携自治体に提出することで、現に婚姻していないことを証明する書類(7ページ②参照)の提出を省略できます。



(1) 連携自治体について

新規に自治体が加入するたびに、更新します。

詳しくは、善通寺市ホームページ「パートナーシップ宣誓及びファミリーシップ宣誓した方が転出・転入する際の手続負担が軽減されます！」をご覧ください。

(2) 対象となる方

連携自治体において、パートナーシップ宣誓証明書等の交付を受けた方で、善通寺市に転入後も証明書等の継続利用を希望している方

(3) 必要な書類(連携自治体から善通寺市に転入する場合の手続)

- 『善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書(第8号様式)』
- 転出元連携自治体で交付された証明書等(原本・人数分)
- 善通寺市内への転入が確認できる書類の写し(住民票の写し 等)
- 本人確認書類(8ページ③参照)

(4) 事前連絡

善通寺市人権課まで、原則1週間前までに電話又はメールで
ご連絡ください。

来庁又は郵送で、上記(3)「必要な書類」を揃えて手続きしてください。

○ 来庁による手続の場合

日時(月～金、8時30分～17時15分まで)、場所を調整します。

○ 郵送による手続の場合

送付していただく書類等の確認をさせていただきます。

必要書類を同封のうえ、下記送付先まで郵送してください。

その際、本人であることが確認できる書類(コピーでも可)を同封してください。

書類等の確認ののち、場所・日時調整の連絡をいたします。

【送付先】
〒765-8503
香川県善通寺市文京町二丁目1番1号
善通寺市役所 市民環境部 人権課 宛

(5) 宣誓繼續申告手續当日

○ 来庁による手続の場合

要件・必要書類等を確認のうえ、基本的に即日交付いたします。

※事務処理のため、交付まで1時間程度かかります。

○ 郵送による手続を行った場合

事前連絡の際に、要件・必要書類等を確認のうえ、調整した日時に継続申告利用者の来庁により宣誓証明書等を交付します。

(6) 善通寺市から連携自治体に転出する場合の手続

善通寺市で必要な手続はありません。

詳しくは、転入先自治体のホームページなどでご確認ください。

5. よくある質問(Q&A)

Q1 宣誓するのに費用はかかりますか？

A. 宣誓証明書等の交付に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q2 同居していないと宣誓できませんか？

A. 必ずしも同居している必要はありませんが、お二人が人生のパートナーとして協力し合う関係であることが必要です。

ただし、ファミリーシップ対象者が未成年の子である場合は、パートナーシップ宣誓者の一方若しくは双方と生計が同一であることが必要です。

Q3 宣誓をすることができるのは、同性カップルだけですか？

A. 同性カップルに限らず、トランスジェンダー、Xジェンダー、クエスチョニングの方々など、異性間のカップルであっても宣誓できます。

Q4 善通寺市民でないと宣誓できないのですか？

A. 現在、一方又は双方が市外に住所を有している場合も、転入を予定している方であれば宣誓できます。

ただし、転入前に宣誓する場合は、転入の事実が確認できる転出証明書の写しをご提出いただき、『宣誓書の写し』のみを交付します。

後日(14日以内)に本市に転入後の住民票の写し、もしくは住民票記載事項証明書を提出していただいた後に『善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書』、『善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード』を交付します。

Q5 代理人による宣誓はできますか？

A. 代理人による申請はできません。お二人の意思を確認し宣誓書に署名をいただくため、必ずお二人がそろってお越しください。

また、何らかの理由により自署ができない場合は、お二人の立会いの下、他の方による代筆は可能です。

Q6 通称名は使用できますか？

A. 性別違和などにより、日常的に通称名を使用している方は、通称名で宣誓ができます。（通称名で届いた郵便物や社員証など、通称名を日常的に使用していることを確認できる書類の写しをご持参ください。）

なお、通称名での宣誓の場合、証明書及び証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。通称名は本制度のみ使用できます。

Q7 外国籍の人でも宣誓できますか？

A. 外国籍の人でも宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書(独身証明書)など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付してご提出ください。婚姻要件具備証明書(独身証明書)等の書類については、大使館・領事館等にご相談ください。なお、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q8 プライバシーは守られますか？

A. 提出書類や、記載事項等の個人情報はず必ず守られます。個室での対応も可能です。あらかじめ人権課までご連絡ください。

Q9 パートナーシップ制度と婚姻制度はどう違いますか？

- A. 婚姻を行うと民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等さまざまな権利・義務が発生します。
- 一方、善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は要綱に基づいて実施するため法的な効力はありません。
- また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q10 法的効力が無いのに実施する理由は？

- A. この制度の導入により、善通寺市がお二人のパートナー関係やパートナーと家族等との関係を尊重し、寄り添っていくことができると考えています。
- 善通寺市はこの制度の導入によって、多様性への社会的理解が進み、LGBTQ+などの性的少数者に対する差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現を目指しています。

Q11 市外に転出する際は、宣誓証明書等は返還が必要ですか？

- A. 市外へ転出されると、宣誓の要件を満たさないこととなりますので、返還届をご提出いただき、交付した証明書等を返却してください。
- ただし、『パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク』により、連携自治体に転出し、継続して制度を利用する場合及びやむを得ない事情(転勤、親族の疾病など)により一時的に転出する場合を除きます。

Q12 養子縁組をしていても宣誓できますか？

- A. パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は、宣誓することができますので、事前にご相談ください。ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。

Q13 利用可能なサービスはどのようなものがありますか？

A. 宣誓証明書又は宣誓証明カードをご提示いただくことで、次のサービスを申請することができます。

《善通寺市のサービス》(2024.4.1現在)

サービス名	サービス内容	担当課
母子健康手帳の交付	パートナーシップ宣誓を行った場合、妊娠届を妊婦本人に代わって配偶者と同様に代理申請することができます。	子 ども 課 63-6365
保育所、認定こども園等の入所・入園に係る手続	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った子について、パートナーシップ宣誓者がその子を養育している状態であれば、保護者として手続をすることができます。	
子育て支援センターの利用	通常利用の場合は手続不要です。 予約制イベントの場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をした旨を告げて、保護者として利用することができます。	
要介護認定の申請	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしている場合、要介護認定の申請を行うことができます。 (※宣誓証明書の提示は必要ありません。)	高 齢 者 課 63-6331
善通寺市東京圏Ujjターン移住支援事業補助金	パートナーシップ宣誓を行ったパートナーで東京23区で一定年数以上勤務・在住をしていた場合は、要綱で定める補助対象者の要件を満たす方を対象に、補助制度を利用することができます。	政 策 課 63-6303
市営住宅への入居	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしている場合、市営住宅の申込みの際に、お互いを「親族」として申請することができます。	建 築 住 宅 課 63-6313

サービス名	サービス内容	担当課
善通寺市小規模災害 弔慰金の支給	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った場合、パートナー及びご家族が災害により死亡したときは、その遺族として申込みができます。	社会福祉課 63-6339
税に関する証明書の交付	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が同世帯の場合、同世帯の親族とみなし交付申請することができます。 ※委任状不要、代理人の本人確認書類(免許証など)の提示が必要です。	税 務 課 63-6305
身体障害者等に対する 軽自動車税(種別割)の 減免	身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、下記のいずれかに該当する場合、申請により軽自動車税(種別割)を減免することができます。 ・重度の身体障害者又は精神障害者の方のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方が運転するもの ・重度の身体障害者又は精神障害者の方が所有する軽自動車等(その方のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が所有するものを含む。)で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方の生業、通学又は通院等のために、その方のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が運転するもの	
幼稚園の入園に係る手続	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った子について、パートナーシップ宣誓者がその子を監護している状態であれば、保護者として入園手続をすることができます。	
スタディーアフタースクールに係る手続	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った子について、パートナーシップ宣誓者がその子を監護している状態であれば、保護者として利用手続をすることができます。	教育総務課 63-6327

サービス名	サービス内容	担当課
り災証明、救急搬送証明の発行	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしている場合、消防長への申請により「り災証明」及び「救急搬送証明」を発行できます。	消 防 本 部 64-0119
救急車への同乗	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしている場合、パートナー及びご家族が救急車で搬送される際に、同乗できます。	
市職員の特別休暇等	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った職員は、結婚休暇等の特別休暇や介護休暇を取得することができます。	秘 書 広 報 課 63-6301

詳しくは、それぞれの
担当課までお問い合わせ
ください。



《香川県のサービス》(2025.2.1現在)

サービス名	サービス内容	問合せ先
県営住宅への入居	パートナーシップ宣誓証明書又はファミリーシップ宣誓証明書を入居申し込みにご利用できます。	住宅課 県営住宅グループ 087-832-3581
かがわスマートハウス 促進事業補助金	パートナーシップ宣誓証明書又はファミリーシップ宣誓証明書を、子育て世帯又は複数世代同居の加算にご利用できます。	環境政策課 カーボンニュートラル 推進室 087-832-3851
香川県知事表彰 香川県文化表彰 香川県教育委員会表彰	被表彰者が死亡した場合の表彰において、パートナーシップ等の関係にある方は、遺族に含めて授与することができる取扱いとします。	秘書課 087-832-3013 文化振興課 総務・振興グループ 087-832-3784 教育委員会総務課 総務・財務グループ 087-832-3730
心身障害者 扶養共済制度	パートナーシップ宣誓証明書又はファミリーシップ宣誓証明書を加入手続きにご利用できます。	障害福祉課 地域生活支援グループ 087-832-3292
かがわ結婚応援 パスポート comete (コメテ)	令和6年4月1日以降にパートナーシップ関係となった方は、対象者として取り扱います。	子ども政策課 少子化対策グループ 087-832-3287
香川県犯罪被害者等 見舞金	パートナーシップ関係にある方も対象者として取り扱います。 なお、給付にあたっては、所定の調査があります。	くらし安全安心課 安全・安心まちづくり グループ 087-832-3232
県立病院での患者の 病状説明、面会等	医療上の配慮として、従来よりパートナーシップ等の関係にある方に広く認めています。 (詳細は、各病院にお問い合わせください。)	中央病院事務局 診療支援課 087-811-3333 丸亀病院事務局 総務企画課 0877-22-2131 白鳥病院事務局 0879-25-4154

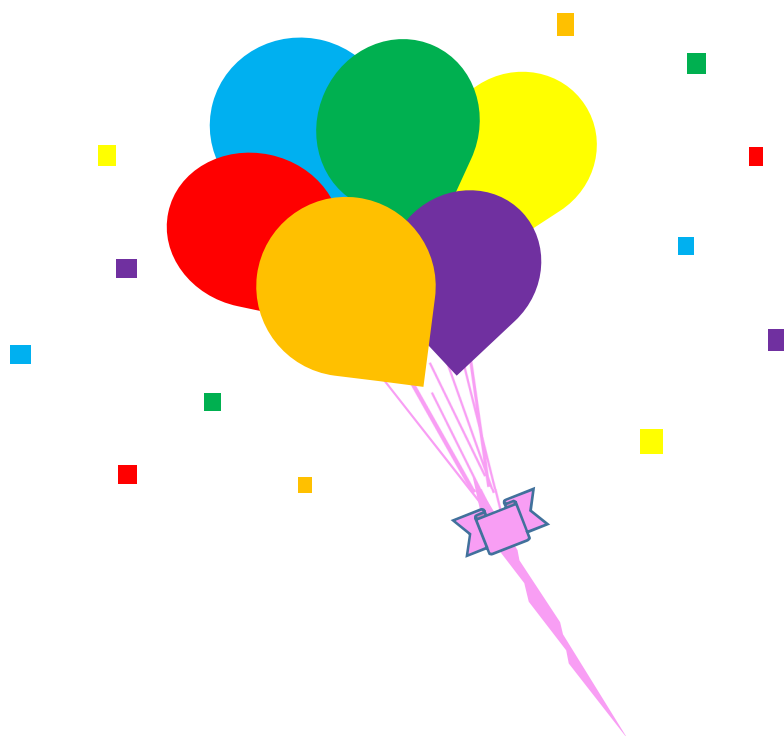
【県職員向け】

世帯用の県職員住宅及び教職員住宅について、パートナーシップ宣誓証明書又はファミリーシップ宣誓証明書を入居申し込みにご利用できます。

※詳しくは、香川県公式ホームページでご確認ください。

《行政以外のサービス》

サービス名	サービス内容
携帯電話の家族割	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしている場合は、家族と同様に左記のサービスを受けられる可能性があります。ただし、法的な効力がないため、最終的には各サービス利用先の判断によります。 また、左記以外にもサービスを受けられる可能性があります。詳細はそれぞれのサービス利用先にお問い合わせください。
生命保険の受取人	
病院での手術同意、病状説明の同席等	
クレジットカード会社の家族カード	
賃貸住宅への入居	
住宅ローン	
航空会社のマイレージ共有	



ご不明な点は、善通寺市人権課までお気軽にお問い合わせください。

善通寺市 市民環境部 人権課

〒765-8503 善通寺市文京町二丁目1番1号

TEL:0877-63-6311

受付時間:平日(土・日・祝日及び年末年始を除く)

8:30~17:15

メール:jinken@city.zentsuji.kagawa.jp

発行 令和3年12月
改定 令和7年10月